

国立大学法人九州大学有期教員就業規則

平成16年度九大就規第3号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月30日
(令和4年度九大就規第39号)

(趣旨)

第1条 この規則は、有期教員の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「有期教員」とは、就業通則第2条第1項第1号に定める教員のうち、期間を定めて雇用される者（教員（年俸制）及び特定有期教員を除く。）をいう。

(雇用期間)

第3条 有期教員の雇用期間は、5年を限度とする。

2 有期教員を5年に満たない期間で雇用した場合は、雇用した日から5年を超えない範囲内で更新することがある。ただし、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項に該当する者にあつては、前項の規定にかかわらず、雇用した日から10年を超えない範囲内で更新することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、有期教員の雇用期間の限度となる日は、国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程（平成16年度九大就規第12号）第2条（ノーベル賞その他これに相当すると認められる賞を受賞した者にあつては第3条）に定める定年による退職の日を越えることはできないものとする。

4 前2項による更新の有無は、雇用期間満了日の少なくとも30日前までに通知する。

(休職)

第4条 有期教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合又は就業通則第37条に規定する病気休暇が引き続き90日を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (4) その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

(休職の期間)

第5条 休職の期間は、次の表の左欄に掲げる前条各号の区分に応じ、右欄に掲げるとおりとし、当初に休職となった日から当該期間に達するまでは、必要に応じ、期間の更新ができるものとする。

休職事由	休 職 期 間
第1号	休養を要する程度に応じ3年を超えない範囲内で、本学が定める。
第2号	休職の原因となった事件が裁判所に係属する間
第3号	必要に応じ3年を超えない範囲内で、個々の場合について本学が定める。
第4号	必要に応じ5年を超えない範囲内で、個々の場合について本学が定める。

2 第4条第1号に掲げる事由による休職期間について、復職後1年以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度休職になるときは、本学が特に必要と認めた場合を除き、当該傷病による休職期間は通算するものとする。

(病気休職の手続)

第5条の2 第4条第1号の規定による休職、当該休職期間の更新及び当該休職からの復

職は、医師の診断内容、産業医、当該休職に係る職員（以下「休職者」という。）の業務を管理監督する職にある者及び休職者が所属する部局等の人事を担当する者の意見を踏まえ、休職者が所属する部局等の長が決定する。

（休職中の給与）

第6条 有期教員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤途上負傷し、若しくは疾病にかかり、第4条第1号の規定により休職となったときは、当該休職の期間中、給与の全額（労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付及び同法第22条の2の規定による休業給付等を受ける場合にあつては、当該補償等の額に相当する額を除く額）を支給する。

2 有期教員が結核性疾患にかかり第4条第1号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間が満2年に達するまでは、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）に規定する基本給、扶養手当、地域手当、地域調整手当、住居手当（以下「基本給等」という。）、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給する。

3 有期教員が前2項以外の心身の故障により第4条第1号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間が満1年に達するまでは、基本給等、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給する。

4 有期教員が第4条第2号に掲げる事由に該当して休職となった場合は、当該休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。

5 有期教員が第4条第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職となった場合は、当該休職の期間中、次の各号の休職事由に応じ、それぞれ定める割合の基本給等、寒冷地手当及び期末手当を支給する。

(1) 第4条第3号（次号に該当する場合を除く。）に該当する場合 100分の70以内

(2) 第4条第3号に該当する場合で、有期教員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100

(3) 第4条第4号に該当する場合 休職の事由に応じて個別に定める。

6 第2項、第3項又は前項の適用を受ける有期教員が、給与を支給する期間内の期末手当の基準日前1月以内に退職し、又は解雇されたときは、期末手当を当該各項の割合により支給する。ただし、その退職から基準日までにおいて、給与規程第30条第2項第2号ロに掲げる有期教員になった場合には支給しない。

7 休職中の有期教員には、前項までの規定による場合を除き、給与を支給しない。

（有期教員の意に反する休職の場合）

第7条 第4条第1号、第2号及び第3号に掲げる事由に該当する有期教員については、その意に反して休職とすることがある。

2 有期教員をその意に反して休職とする場合は、休職とする際、休職の事由を記載した説明書を交付する。

（退職）

第8条 有期教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、有期教員としての身分を失う。

(1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合

(2) 雇用期間が満了した場合

(3) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合

(4) その他退職事由が発生した場合

(解雇)

第9条 有期教員の責に帰すべき事由により、雇用契約を継続することが困難になった場合は、解雇することがある。

- 2 有期教員の解雇を総長が決定するに当たり、教授会は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号。以下「教授会通則」という。）第3条第2項の規定に基づき、総長に意見を述べることができる。

(解雇制限)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。

- (1) 業務上の負傷又は疾病の療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前の有期教員が、国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程（平成16年度九大就規第25号。以下「女性職員保護措置規程」という。）第3条第1項の規定により休業する期間
- (3) 産後の有期教員が、女性職員保護措置規程第4条第1項の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第11条 第9条の規定により有期教員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合は、この限りでない。

(懲戒)

第12条 有期教員の懲戒を総長が決定するに当たり、教授会は、教授会通則第3条第2項の規定に基づき、総長に意見を述べることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人九州大学職員給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額を減ずる。
 - ア 第6条第1項 同附則第6項各号に定める額
 - イ 第6条第2項又は第3項 同附則第6項第1号から第5号までに定める額に、100分の80以内を乗じて得た額
 - ウ 第6条第4項 同附則第6項第1号から第4号までに定める額に、100分の60以内を乗じて得た額
 - エ 第6条第5項第1号 同附則第6項第1号から第5号までに定める額に、100分の70以内を乗じて得た額
 - オ 第6条第5項第2号 同附則第6項第1号から第5号までに定める額に、100分の100を乗じて得た額
 - カ 第6条第5項第3号 休職の事由に応じて個別に定める額
 - キ 第6条第6項 同附則第6項第5号に定める額に、第6条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

附 則（平成17年度九大就規第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第2号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大就規第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第1号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大就規第16号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に休職中の職員の休職期間に係る改正後の国立大学法人九州大学有期教員就業規則第5条第2項の規定の適用については、当該休職となった日から平成22年3月31日までの期間を含むものとする。

附 則（平成22年度九大就規第22号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大就規第9号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大就規第14号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日以前から引き続き雇用されている有期教員の雇用期間については、改正後の国立大学法人九州大学有期教員就業規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大就規第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大就規第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第20号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年度九大就規第32号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第39号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。